

大阪府環境影響評価審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府環境影響評価審査会規則（平成10年大阪府規則第36号。以下「規則」という。）第6条及び第10条の規定により、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(部会の設置等)

第2条 審査会は、大阪府附属機関条例（昭和27年条例第39号）別表第1（第2条関係）に掲げる担任する事務についての調査審議に際して、専門分野ごとに必要な調査を分掌させるため、規則第6条の規定により別表に掲げる専門調査部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員は、審査会委員及び専門委員のうちから審査会会長が案件毎に指名する。

3 部会の会議は、審査会会長が招集する。

4 審査会会長は、事案に応じて部会を合同して招集することができる。

5 審査会会長は、部会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、部会の委員から個別に意見を聴取することにより、部会の会議に代えることができる。

6 審査会会長は、必要に応じ、部会に関係者の出席を求めることができる。

(現地調査)

第3条 審査会は、担任する事務について、当該事業又は計画が予定される地域及びその周辺地域の状況等を調査するため、現地調査を行うことができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審査会会長が定める。

別表

	専門調査部会の種類	担当する環境項目等
1	大気・騒音専門調査部会	大気質、悪臭、気象、地球環境（温室効果ガス、オゾン層破壊物質）、騒音、振動、低周波音
2	水質・廃棄物専門調査部会	水質・底質、地下水、地盤沈下、土壌汚染、地象、水象、廃棄物、発生土
3	景観・文化財専門調査部会	景観（自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観）、文化財
4	自然環境専門調査部会	陸域生態系、海域生態系、人と自然との触れ合い活動の場
5	事業計画専門調査部会	全般的事項（事業計画（目的、整備効果、施設の立地選定や規模等）、工事計画）、日照障害、電波障害、気候変動適応など

附則

この要綱は、平成 10 年 6 月 8 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 17 年 6 月 9 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 26 年 2 月 7 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から実施する。